

社会保障審議会  
介護保険部会（第131回）

令和7年12月15日

資料3

# 補足資料

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 目次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| ・ 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準 | 2  |
| ・ 補足給付に関する給付の在り方         | 21 |
| ・ 新たな相談支援の類型のイメージ        | 22 |

## 論点③ 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準

### 論点に対する考え方

#### 【「一定以上所得」の判断基準の議論の対象となる世帯層の状況】

- 要介護者のいる75歳以上の単身世帯及び夫婦世帯（世帯主が75歳以上で配偶者も65歳以上）の消費支出をみると、消費と収入の分布をみると、収入水準と消費の差は様々であるものの、収入に応じて高くなる傾向はあることが見受けられる。
- また、これらの家庭の貯蓄額の水準をみると、その水準は様々だが、貯蓄額の分布の水準は収入階級に応じて高くなっている傾向にあり、現在の2割負担の対象外の世帯でも、一定の預貯金を有する世帯はある。また、要介護世帯を含めた高齢者世帯の貯蓄水準は、第2号被保険者である40代～50代が世帯主である世帯と比較して高い。
- なお、年金受給者の年金額と預貯金の関係をみても、概ね年金額に応じて世帯の預貯金の額が大きくなる傾向がみられる。  
また、直近の高齢者世帯の預貯金の状況をみると、平均貯蓄額は一部の世帯類型で2024年には減少しているが、2割負担を導入した2015年と比較して預貯金の額の水準は下がっていない。

#### 【論点に対する考え方】

- 能力に応じた負担という全世代型社会保障の基本的な考えに沿って、負担の公平化を図る必要があるのではないか。また、第1号被保険者・第2号被保険者の保険料水準が継続的に上昇するなかで、現役世代を含めた保険料水準の上昇をできる限り抑える必要があるのではないか。
- 要介護高齢者の消費支出の状況や、現役世代より高い傾向にある要介護世帯を含めた高齢者世帯の貯蓄額の状況を踏まえると、現在の2割負担対象者以外にも、相対的に負担能力があり、負担が可能と考えられる方に、2割負担の対象範囲を拡げることが考えられるか。
- この際、これまでの基準より収入が低い方に負担をお願いすること、また、医療と比べて利用が長期に渡り、一定の費用がかかり続ける介護サービスの特徴等を踏まえた配慮が必要ではないか。
- このため、令和5年12月に本部会にも報告された大臣折衝や同時期に閣議決定された改革工程において、2割負担の検討の方向性として①負担増への配慮を行う観点から、当分の間、一定の負担上限額を設けることや、②負担への金融資産の保有状況を反映すること等が掲げられていることを踏まえ、こうした配慮措置をとることが考えられるか。なお、②の場合には、例えば新たに所得基準により2割となる方については、預貯金等の額が一定の額以下の方は1割負担とすることが考えられるが、すでに預貯金等を勘案し、利用者負担段階を設定している補足給付の運用を踏まえると、自治体の事務負担に配慮する必要があるか。

# 論点③ 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準

## 論点に対する考え方（検討の方向性）

社会保障審議会介護保険部会（第130回）

資料1  
(一部改)

令和7年12月1日

### 【所得要件の機械的な選択肢】

- 論点に対する考え方を踏まえ、範囲を拡大する場合に想定される所得基準（年金収入+その他の合計所得金額）について、所得上位30%までの範囲までで考えられる機械的な選択肢を以下の通りとし、後述する配慮措置の内容と組み合わせて、粗い財政効果等の試算を行った。

|                |               |
|----------------|---------------|
| 260万円（夫婦326万円） | 上位約25%        |
| 250万円（夫婦316万円） | 上位25%と上位30%の間 |
| 240万円（夫婦306万円） |               |
| 230万円（夫婦296万円） | 上位約30%        |

### 【配慮措置の内容について】

- 前回の部会でお示しした配慮措置について、ご意見も踏まえ、以下のとおり具体化した。これらについてどのように考えるか。

#### ①：当分の間、新たに負担増になる者に、負担増の上限（月7,000円）を設定

- ・ 急激な負担増を抑制するため、新たに2割負担になる利用者の負担増額について、当分の間、一月分の1割負担の場合と比べた負担増を最大の場合（月22,200円）の約1/3である、月7,000円に抑える。
- ・ 負担額の変化はP5のとおり。

#### ②：預貯金等が一定額以下の者は申請により1割負担に戻す

- ・ 負担能力を所得と資産の両方から見ていくことが考えられるが、同じ収入階級でも預貯金等の額に幅がある実態を踏まえ、預貯金等の額が一定額（※）以下の場合には、申請により、1割負担に戻す。

※ 高齢者世代や現役世代の預貯金の保有状況等を勘案して設定することが考えられるか。なお、所得の要件と預貯金の要件の組み合わせによっては、事務負担が増えることに留意する必要があるか。

- ・ 預貯金等の確認方法については、現行の補足給付の運用も踏まえ、自己申告を基本とした上で、金融機関への照会や不正な申告が検知された場合の加算金を設けることで、申告の適正性の確保を図ることとする。

- ・ 施行に関する事務負担も考慮して検討することが必要。また、事務のフローのイメージは、P6のとおり。事務負担軽減の考え方はP7のとおり。

- ・ その上で、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）において「預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、（中略）介護保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う」とあることから、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、預貯金口座への付番状況等を踏まえ、今後も検討事項とすることが必要ではないか。

### 論点③ 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準

#### 論点に対する考え方（検討の方向性）（続き）

社会保障審議会介護保険部会（第130回）

資料1

令和7年12月1日

#### 【「一定以上所得」の判断基準の見直しについて】

- 拡大する場合の想定されるパターンについての機械的な選択肢と財政試算（粗い試算）は次のとおり。これを踏まえ、見直し後の基準について、どのように考えるか。

配慮措置①：当分の間、新たに負担増になる者に、  
負担増加の上限（月7,000円）を設定

|                    | 財政影響   |        |       | 影響者数  |
|--------------------|--------|--------|-------|-------|
|                    | 給付費    | 保険料    | 国費    |       |
| 260万円<br>(夫婦326万円) | 約▲80億  | 約▲40億  | 約▲20億 | 約13万人 |
| 250万円<br>(夫婦316万円) | 約▲120億 | 約▲60億  | 約▲30億 | 約21万人 |
| 240万円<br>(夫婦306万円) | 約▲170億 | 約▲80億  | 約▲40億 | 約28万人 |
| 230万円<br>(夫婦296万円) | 約▲210億 | 約▲100億 | 約▲50億 | 約35万人 |

配慮措置②：預貯金が一定額以下の者は申請により1割負担に戻す

【単身：700万円、夫婦1,700万円の場合】

|       | 財政影響   |       |       | 影響者数  | 申請により1割に戻る人数 |
|-------|--------|-------|-------|-------|--------------|
|       | 給付費    | 保険料   | 国費    |       |              |
| 260万円 | 約▲80億  | 約▲40億 | 約▲20億 | 約7万人  | 約6万人         |
| 250万円 | 約▲110億 | 約▲60億 | 約▲30億 | 約11万人 | 約10万人        |
| 240万円 | 約▲140億 | 約▲70億 | 約▲40億 | 約14万人 | 約14万人        |
| 230万円 | 約▲170億 | 約▲80億 | 約▲40億 | 約16万人 | 約19万人        |

【単身：500万円、夫婦1,500万円の場合】

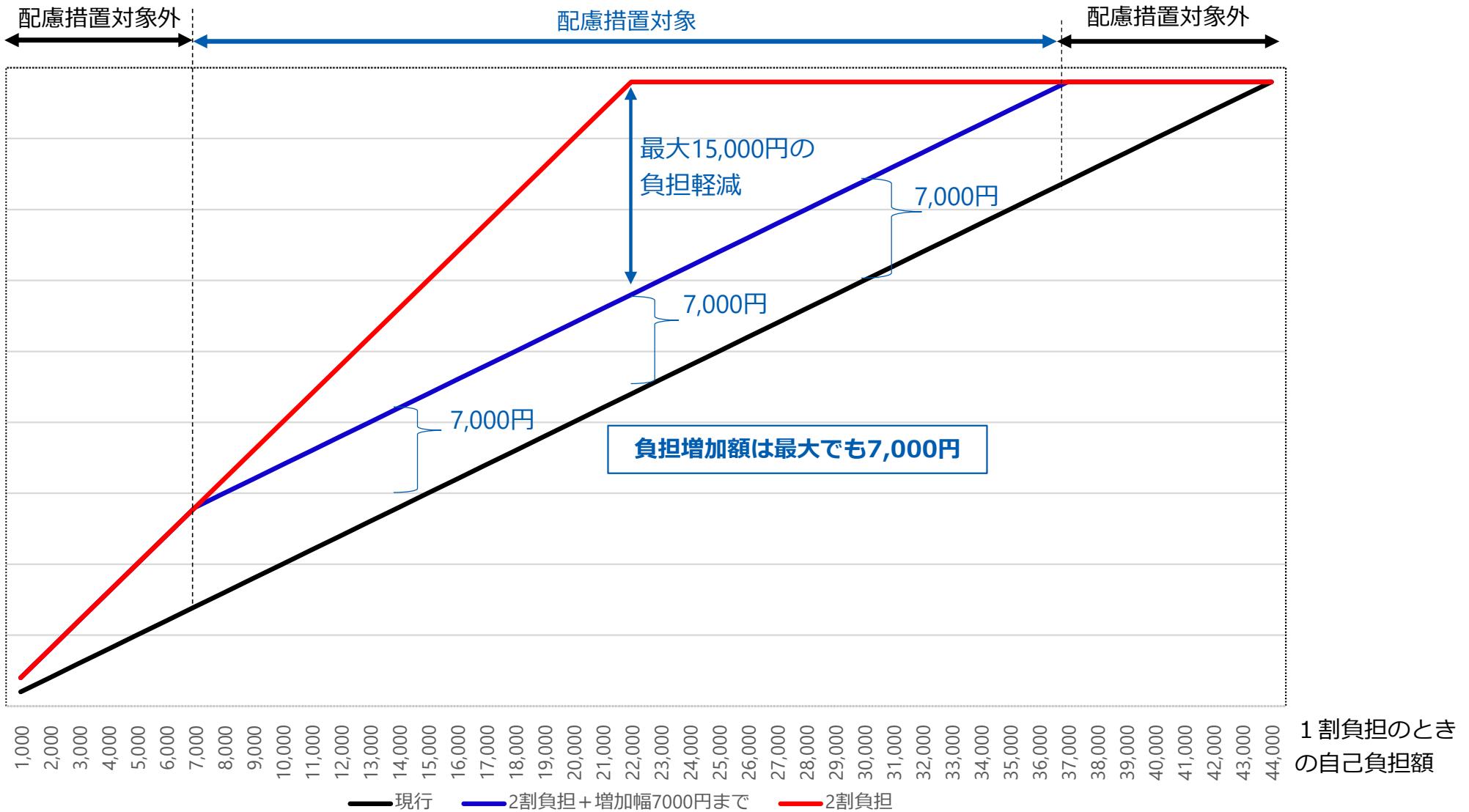
|       | 財政影響   |        |       | 影響者数  | 申請により1割に戻る人数 |
|-------|--------|--------|-------|-------|--------------|
|       | 給付費    | 保険料    | 国費    |       |              |
| 260万円 | 約▲90億  | 約▲40億  | 約▲20億 | 約8万人  | 約5万人         |
| 250万円 | 約▲140億 | 約▲70億  | 約▲40億 | 約13万人 | 約8万人         |
| 240万円 | 約▲160億 | 約▲80億  | 約▲40億 | 約16万人 | 約13万人        |
| 230万円 | 約▲190億 | 約▲100億 | 約▲50億 | 約19万人 | 約17万人        |

【単身：300万円、夫婦1,300万円の場合】

|       | 財政影響   |        |       | 影響者数  | 申請により1割に戻る人数 |
|-------|--------|--------|-------|-------|--------------|
|       | 給付費    | 保険料    | 国費    |       |              |
| 260万円 | 約▲90億  | 約▲50億  | 約▲20億 | 約9万人  | 約4万人         |
| 250万円 | 約▲140億 | 約▲70億  | 約▲40億 | 約14万人 | 約7万人         |
| 240万円 | 約▲190億 | 約▲90億  | 約▲50億 | 約18万人 | 約10万人        |
| 230万円 | 約▲220億 | 約▲110億 | 約▲60億 | 約22万人 | 約14万人        |

- 急激な負担増を抑制するため、新たに2割負担になる者の負担増加額について、当分の間、一月分の1割負担の場合と比べた負担増を最大の場合（月22,200円）の約1/3である、月7,000円に抑える。

新たに2割負担  
となったときの  
自己負担額



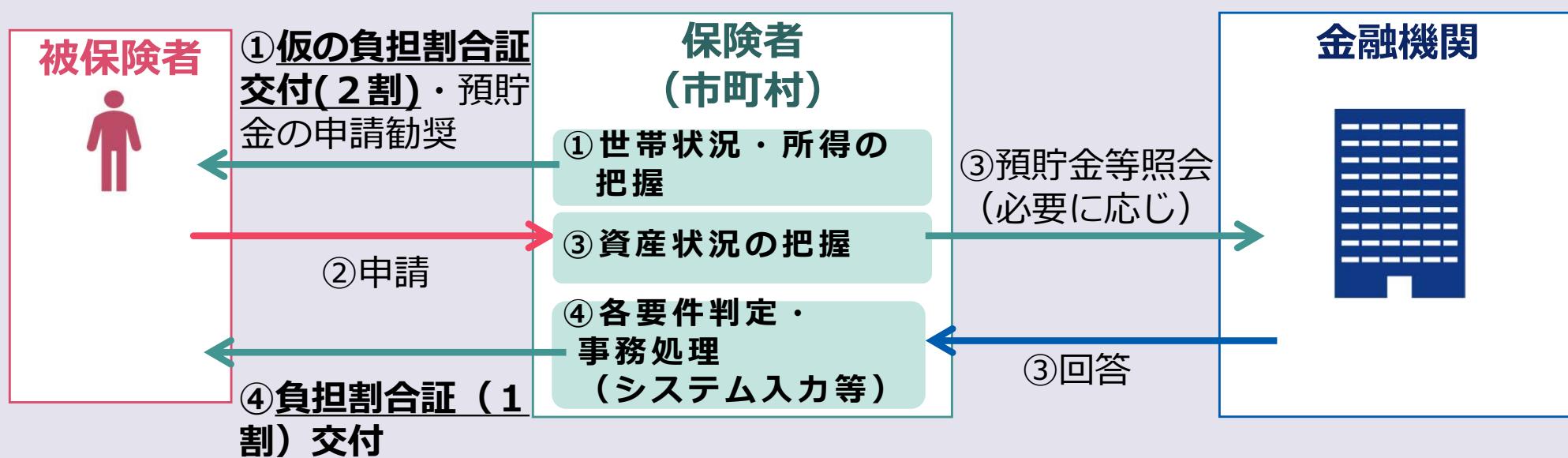
○ 新たに2割負担の対象となる方について、預貯金等が一定額以下の者は申請により1割負担に戻す仕組みを想定。

※ 介護保険制度内に既にある、補足給付（申請により施設の食費・生活費の負担軽減）と同様の仕組みを想定。

- ・ 対象となる預貯金等は、補足給付と同様に、預貯金（普通・定期）、有価証券（株式、国債、地方債、社債など）、投資信託、現金、負債（借入金・住宅ローン等）とし、通帳の写し等の疎明資料を添付し、自己申告。
- ・ 各保険者は、あらかじめ同意を得た上で、預貯金の状況について、必要に応じて、金融機関に照会。
- ・ 補足給付と同様に、不正受給が発覚した場合の給付額の返還に加えた加算金の徴収規定を設ける。

## 預貯金要件の確認の主な流れ

- ① 要介護・要支援認定を受けている方に対して、毎年、保険者（市町村）において世帯状況・所得状況の把握を行い、利用者負担割合の判定を実施し、新2割負担に該当し得る者にその旨を記載した仮の負担割合証を発行し、預貯金の申請を勧奨する。
- ② 勧奨を受けた被保険者のうち、預貯金が一定額以下の者は、申請。
- ③ 保険者において、預貯金等の額を確認し、要件を満たすかの判定を実施。その際、預貯金等の額が真正なものかを確認するため、必要に応じて金融機関への照会を実施。
- ④ 要件を満たしている場合には、1割負担の認定証を作成・交付。



## 配慮措置案2（預貯金要件）における保険者事務の負担の軽減について

仮に、新たに2割負担の対象となる方について、預貯金の額が一定額の以下の場合に1割負担とする場合、以下の様な事務処理の軽減が必要と考えられる。

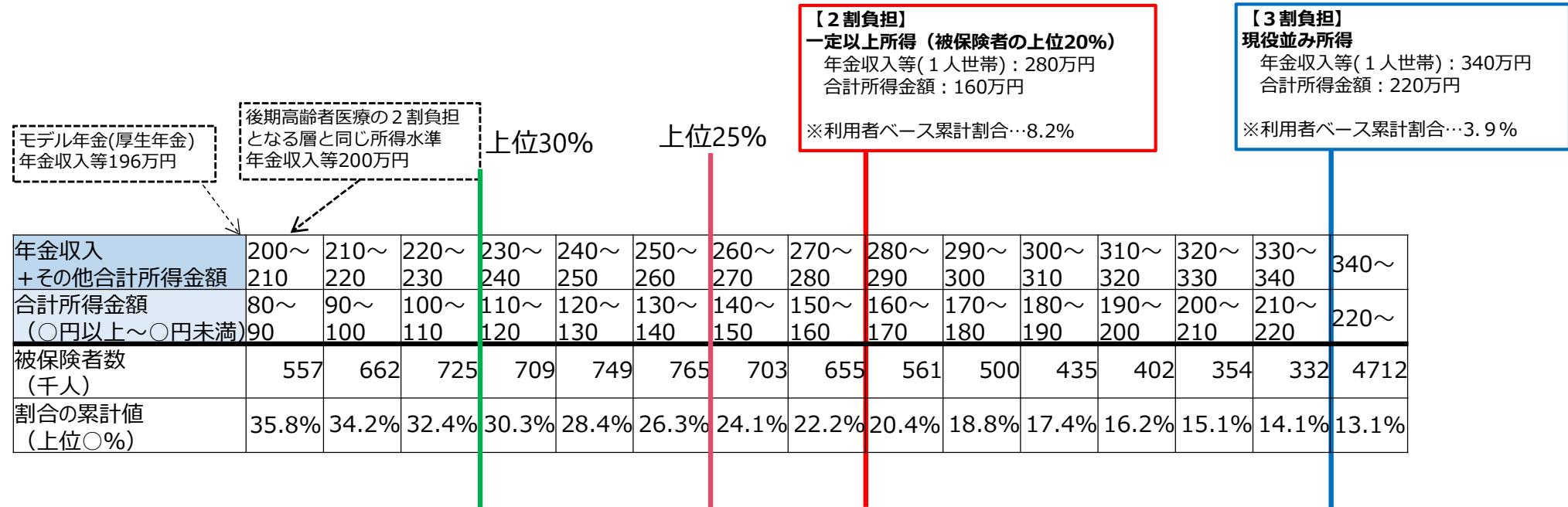
### 1. 負担割合の切り替え時期の後ろ倒し

- 現在、利用者負担の割合は、毎年市町村が6月に所得を把握し、負担割合証を発行して8月から切り替えているが、預貯金等の申告により1割負担に戻す事務を行う場合、このスケジュールでは対応が困難と考えられる。
- このため、例えば、負担割合の切り替え時期を10月とし、7～8月頃に負担割合証を発行し、預貯金の勘案により1割負担となる可能性のある対象者にはその旨を記載した負担割合証を発行して申請を勧奨した上で、10月までに新たな負担割合を適用することが考えられるのではないか。
- この場合、高額介護サービス費や補足給付の切り替え時期も合わせることにより、全体的な認定事務の処理期間に余裕を持つことにより、負担の平準化を図ることが考えられるのではないか。

### 2. 預貯金要件の確認事務

- 預貯金等の申告事務は、現在の補足給付の事務をベースにしつつ、事務負担の軽減の観点から、預貯金の基準に係る確認は、例えば2年に1度とし、その間に預貯金の変動があった場合には申告すること、また、必要に応じ保険者が金融機関に照会を行うことについて同意を得ることとしてはどうか。
  - 併せて、補足給付の預貯金事務についても、事務負担の軽減を検討してはどうか。
- ※ 具体的な運用については、市町村や関係者の意見を聞きつつ、さらに検討。

# 1号被保険者の所得分布（令和7年）

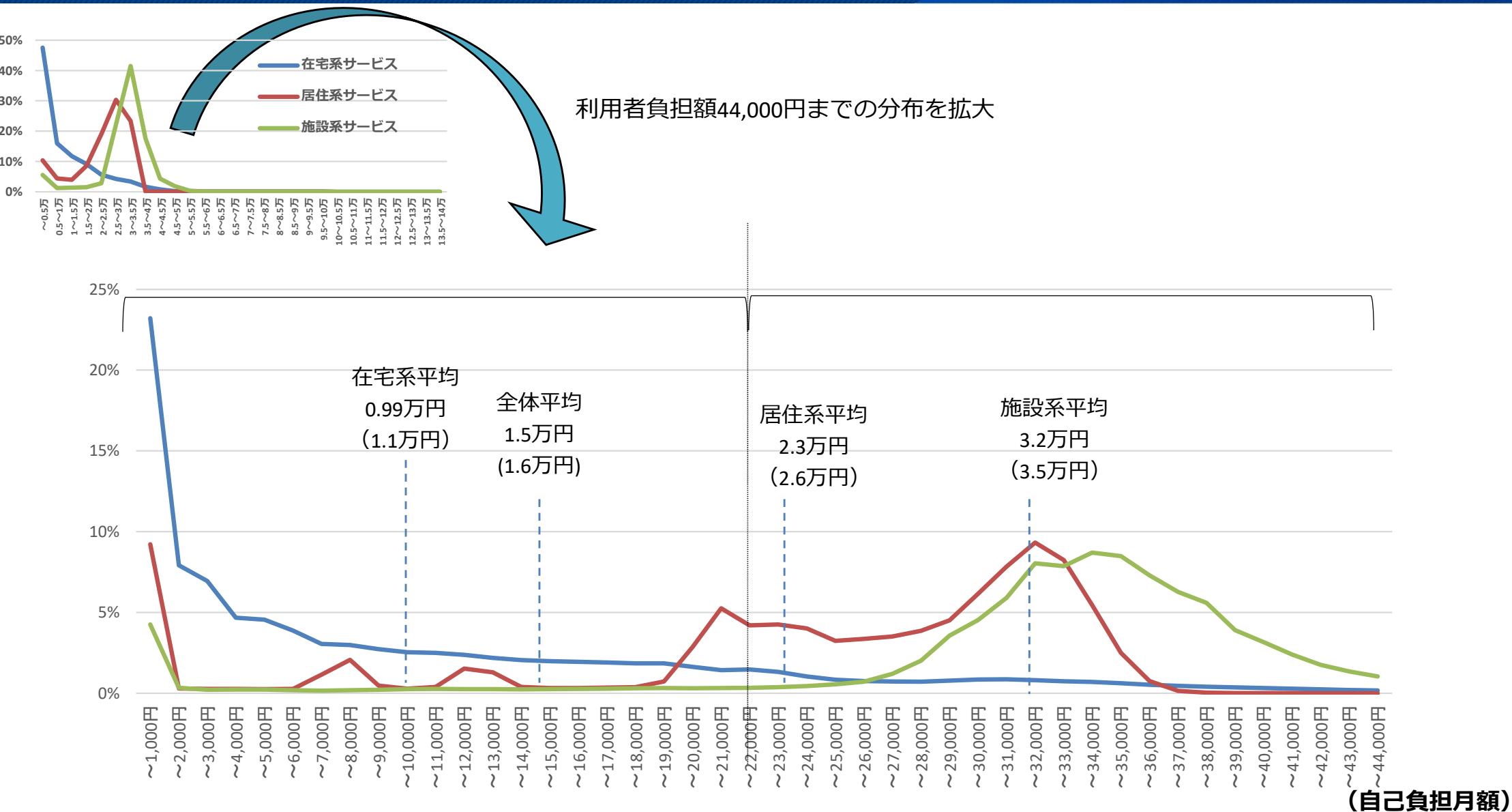


所得分布は令和7年4月1日現在  
利用者ベースの累計割合は、介護保険事業報告（令和7年7月）による

- 年金収入の場合：合計所得金額 = 年金収入額 - 公的年金等控除等（120万円程度）（※）
- 年金収入 + その他の合計所得金額は、給与所得等の額により変動しうる。

※ 公的年金等控除については、平成30年度税制改正大綱（平成29年12月22日閣議決定）に基づき、控除額が一律で10万円引き下げられているが、利用者負担に関して、意図せざる影響や不利益が生じないよう、所得指標の見直しを実施している。

# 現行の一人あたり利用者負担額分布 サービス別



注1 平均自己負担月額は、高額介護サービス費の限度額44,400円を前提として作成したもの。なお、上記を作成する際に用いたデータは千円単位の集計であることから、44,000円までの範囲を拡大している。

注2 月初めから月末まで継続的に利用する者以外に、月の途中からの利用者や、月の途中での利用を止めた者も含む。これを踏まえ、下位10%を除いた場合の平均値を括弧内に記載している。

注3 「施設」には、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設を集計

注4 「居住」には、特定施設入所者生活介護、認知症高齢者グループホームを集計

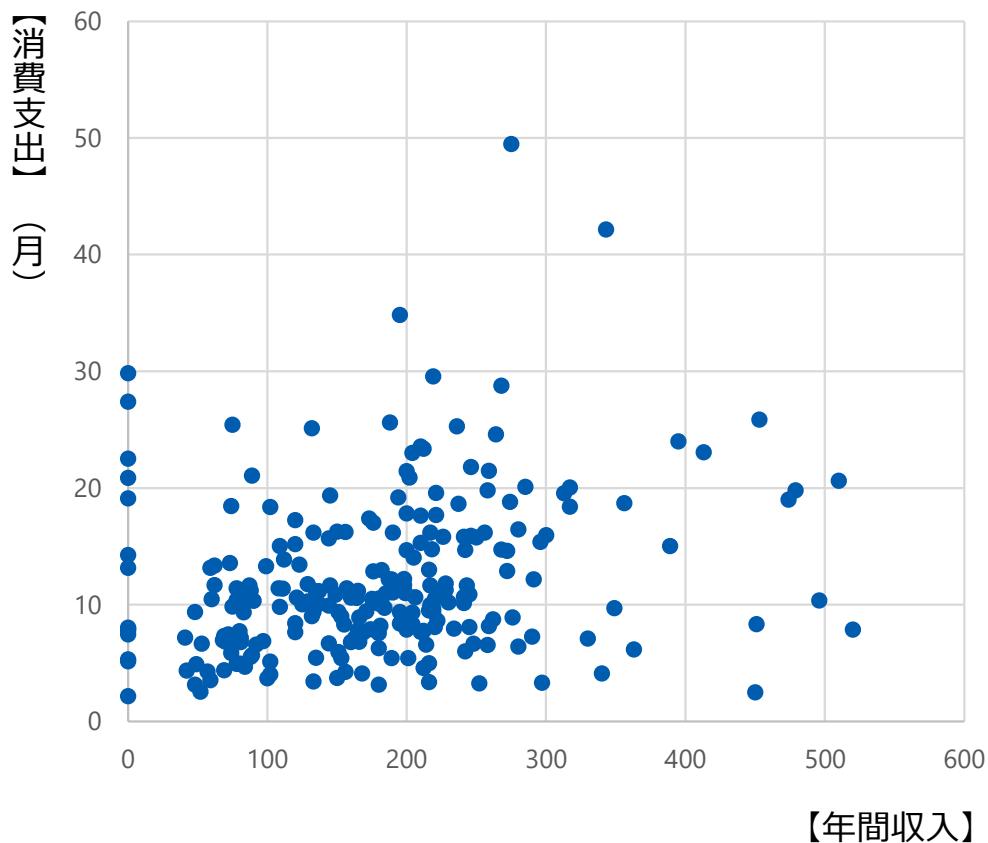
注5 「在宅」には、「施設」「居住」以外の訪問介護、通所介護、短期入所介護、小規模多機能、看護小規模多機能等を集計

出典) 介護DB特別集計 (2025年7月データ)

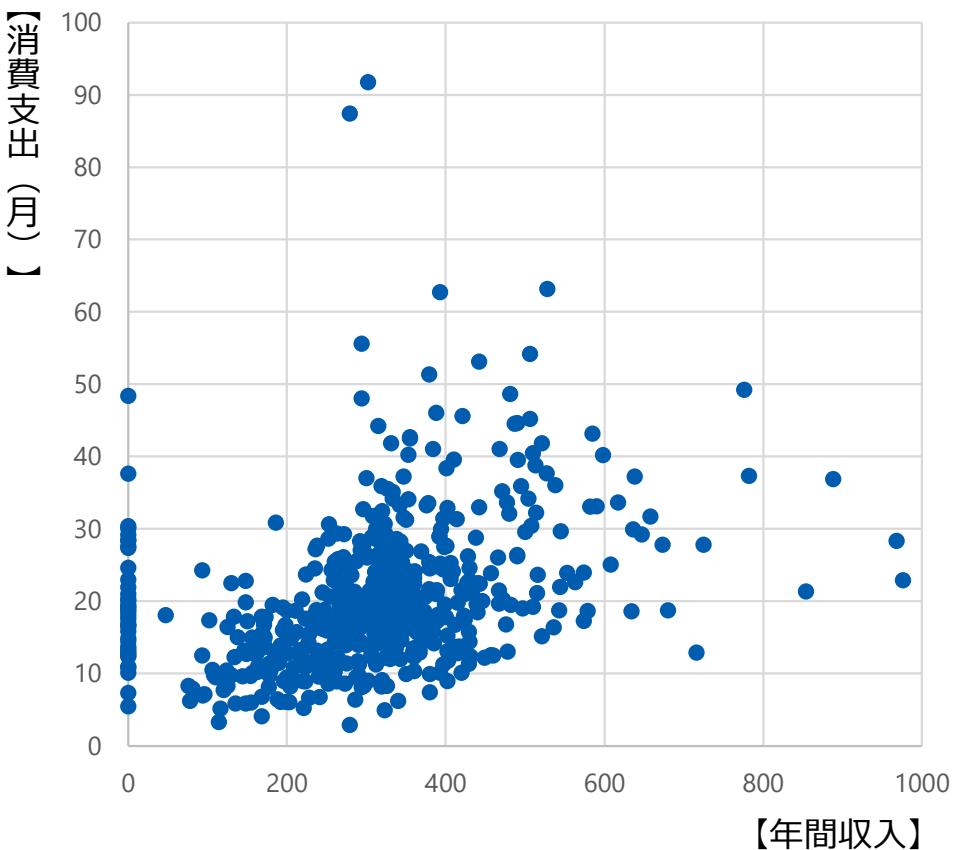
# 75歳以上の単身世帯及び夫婦世帯（要介護（要支援））の収入と消費支出の分布

- 要介護（支援）認定者のいる75歳以上の無職単身世帯及び世帯主が75歳以上の無職夫婦世帯（配偶者も65歳以上）について、横軸に年収、縦軸に消費支出（月）として分布をみたもの。

単身世帯（要介護（支援））



夫婦世帯（要介護（支援））



注) 全国家計構造調査（2019年）の75歳以上単身・無職世帯及び65歳以上夫婦のみ、無職世帯かつ世帯主が75歳以上の世帯により厚生労働省老健局で作成。

# 75歳以上の単身世帯（要介護（支援））の収入と支出の状況（年収別モデル）

社会保障審議会介護保険部会（第130回）

令和7年12月1日

資料1

- 75歳以上の無職単身世帯（要介護（支援）認定者）について、各年収額の前後一定範囲のサンプルの消費支出の平均を算出し、それに現行制度を基に当該年収額に係る非消費支出（税・社会保険料）を推計して合算し、収入と支出の状況をみたもの



注1) 2019年全国家計構造調査を老健局において特別集計。

注2) 「非消費支出」は、各年収を基に現行の税率や社会保険料率を用いて計算した住民税・所得税及び社会保険料額と2019年全国家計構造調査上の「他の税10月分」の合計額。なお、「他の税」は固定資産税を含む支出項目であるが、最小項目であるためその内訳を細分化することができない。

注3) 消費支出は、全国家計構造調査（2019年）の75歳以上単身・無職世帯により厚生労働省老健局で作成。それぞれの年収水準から±50万円以内にあるサンプルの平均値をとっている。それぞれのサンプル数は、200±50万円は104世帯、220±50万円は95世帯、240±50万円は84世帯、260±50万円は67世帯、280±50万円は42世帯。

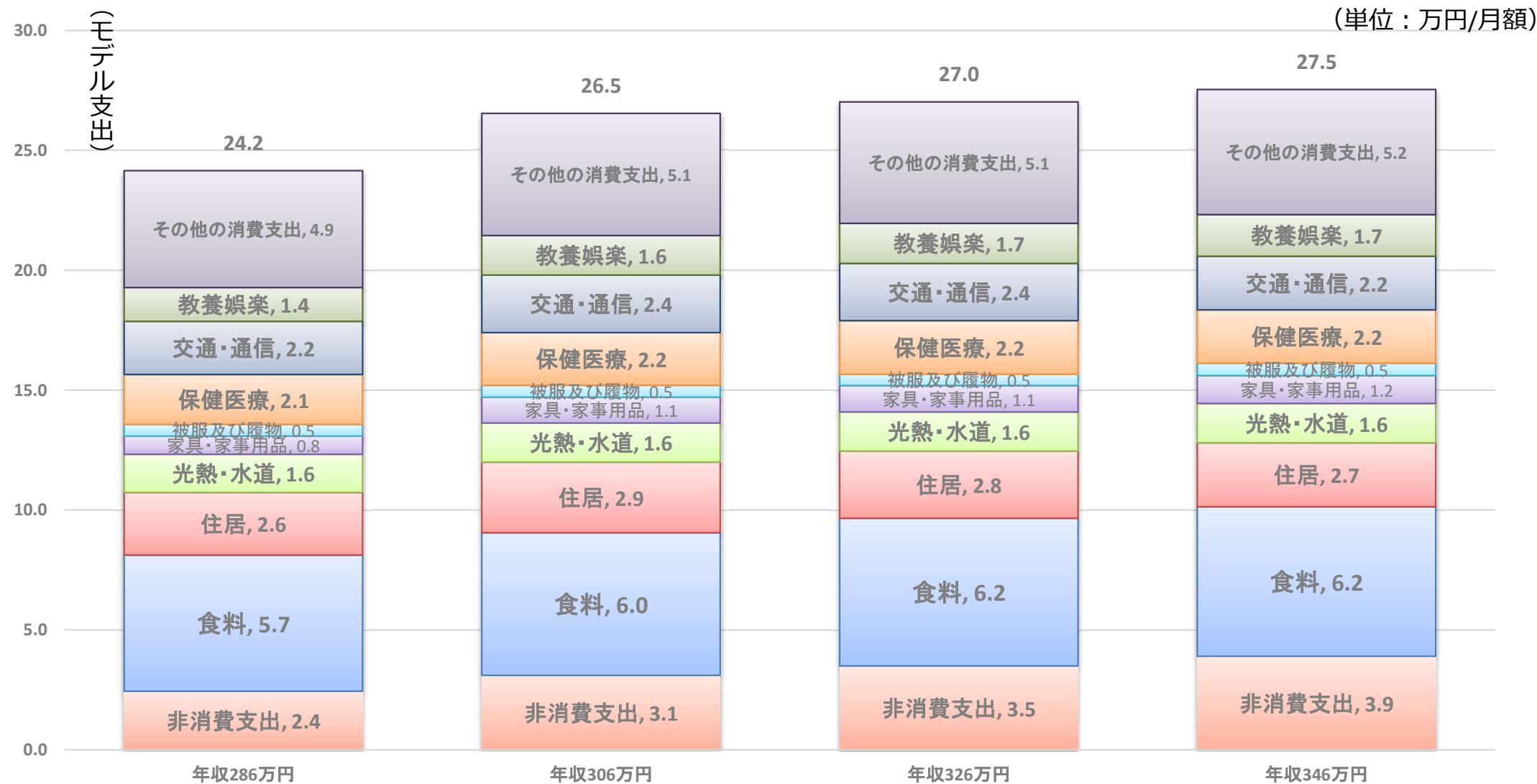
# 75歳以上の夫婦世帯（要介護（支援））の収入と支出の状況（年収別モデル）

社会保障審議会介護保険部会（第130回）

資料1

令和7年12月1日

- 要介護（支援）認定者のいる世帯主が75歳以上の無職夫婦世帯（配偶者も65歳以上）について、各年収額の前後一定範囲のサンプルの消費支出の平均を算出し、それに現行制度を基に当該年収額に係る非消費支出（税・社会保険料）を推計して合算し、収入と支出の状況をみたもの



注1) 2019年全国家計構造調査を老健局において特別集計。

注2) 「非消費支出」は、各年収を基に現行の税率や社会保険料率を用いて計算した住民税・所得税及び社会保険料額と2019年全国家計構造調査上の「他の税10月分」の合計額。

なお、「他の税」は固定資産税を含む支出項目であるが、最小項目であるためその内訳を細分化することができない。

注3) 消費支出は、全国家計構造調査(2019年)の65歳以上夫婦のみ、無職世帯かつ世帯主が75歳以上の世帯により厚生労働省老健局で作成。それぞれの年収水準から±50万円以内にあるサンプルの平均値をとっている。それぞれのサンプル数は、266±50万円は157世帯、286±50万円は199世帯、306±50万円は225世帯、326±50万円は208世帯、346±50万円は203世帯。

# 75歳以上の単身世帯(要介護(支援))の純金融資産の状況(年収別モデル)

社会保障審議会介護保険部会(第130回)

資料1

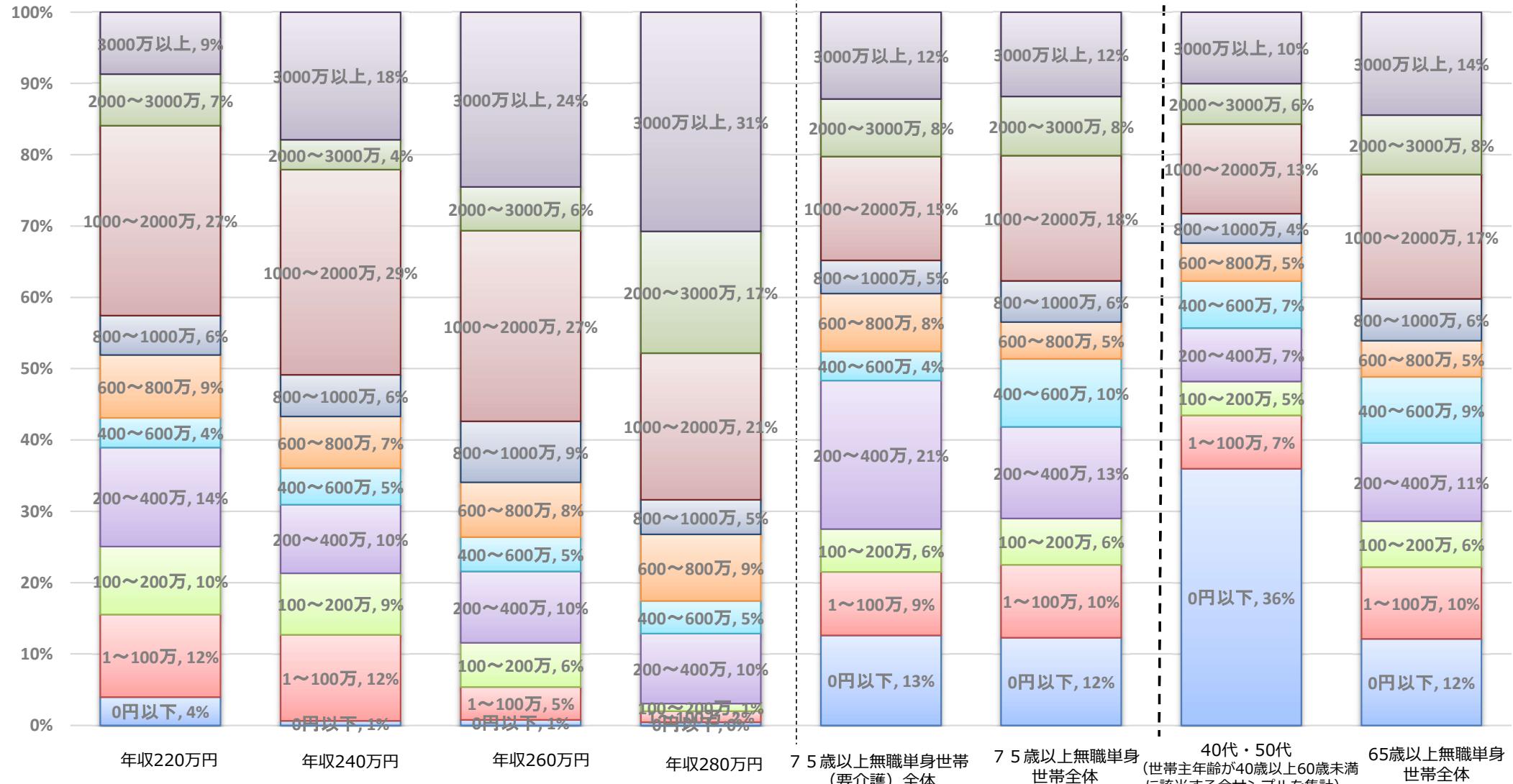
75歳以上の無職単身世帯(要介護(支援)認定者)について、各年収額の前後一定範囲のサンプルの純金融資産の分布を集計したもの。

【参考】

中央値: 500万円  
平均値: 926万円

中央値: 205万円  
平均値: 403万円

中央値: 619万円  
平均値: 1244万円



出典: 総務省「2019年・全国家計構造調査」 老健局特別集計 75歳以上単身・無職世帯。

※1 それぞれの年収水準から±50万円以内にあるサンプルを集計しており、年収200万 716世帯、年収220万 661世帯、年収240万 559世帯、年収260万 438世帯、年収280万 313世帯。

※2 純金融資産は、貯蓄現在高から借入金残高を控除した値として集計している。

※3 「全体(要介護あり)」は75歳以上の単身世帯(要介護(支援)認定者)に該当する全サンプルを集計。「全体」は要介護(支援)認定者ではない75歳以上の単身世帯も含めた全サンプルを集計。

「40代・50代」は世帯主年齢が40歳以上60歳未満に該当する全サンプルを集計。

# 75歳以上の夫婦世帯(要介護(支援))の純金融資産の状況(年収別モデル)

社会保障審議会介護保険部会(第130回)

資料1

要介護(支援)認定者のいる世帯主が75歳以上の無職夫婦世帯(配偶者も65歳以上)について、各年収額の前後一定範囲のサンプルの純金融資産の分布を集計したもの。

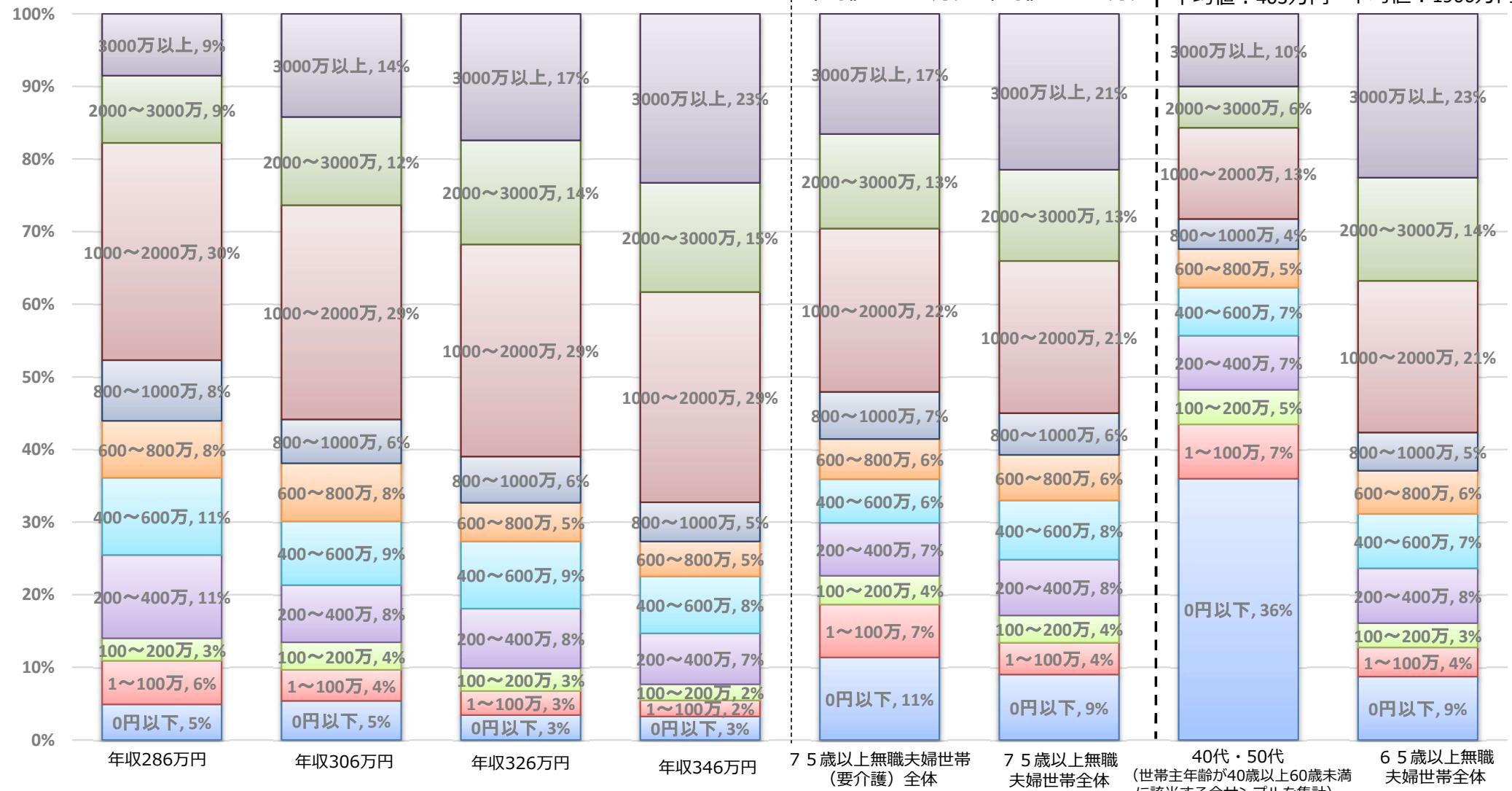
【参考】

中央値: 1050万円  
平均値: 1596万円

中央値: 205万円  
平均値: 403万円

中央値: 1180万円  
平均値: 1774万円

中央値: 1320万円  
平均値: 1906万円



出典: 総務省「2019年・国家構造調査」老健局特別集計 65歳以上夫婦のみ、無職世帯かつ世帯主が75歳以上の世帯。介護認定を受けている世帯に限定した集計。

※1 それぞれの年収水準から±50万円以内にあるサンプルを集計しており、年収266万 146世帯、年収286万 187世帯、年収306万 212世帯、年収326万 197世帯、年収346万 190世帯。

※2 純金融資産は、貯蓄現在高から借入金残高を控除した値として集計している。

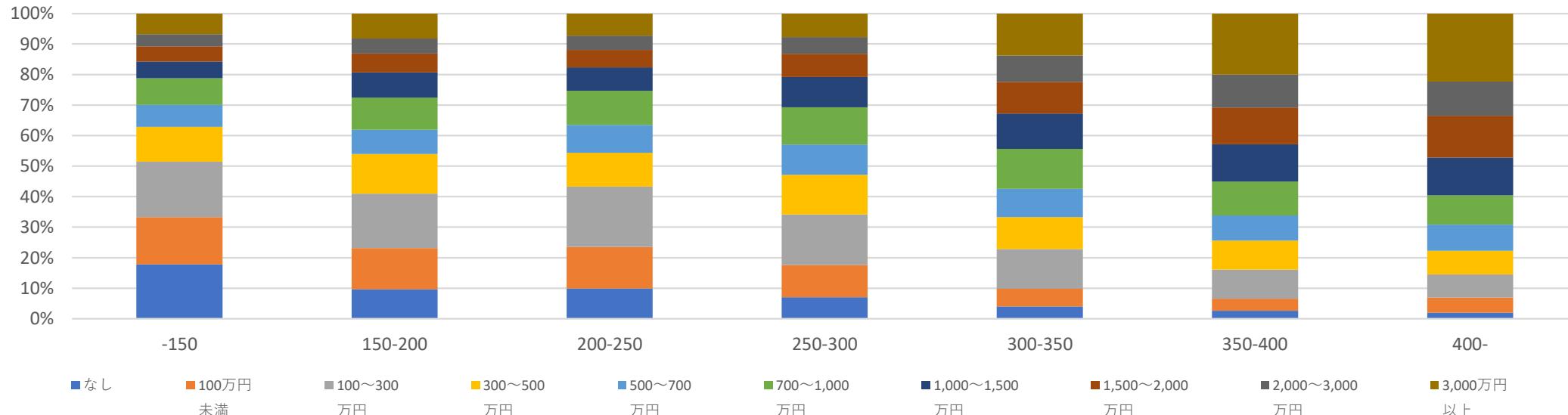
※3 「全体(要介護あり)」は75歳以上の夫婦世帯(要介護(支援)認定者)に該当する全サンプルを集計。「全体」は要介護(支援)認定者ではない75歳以上の夫婦世帯も含めた全サンプルを集計。

「40代・50代」は世帯主年齢が40歳以上60歳未満に該当する全サンプルを集計。

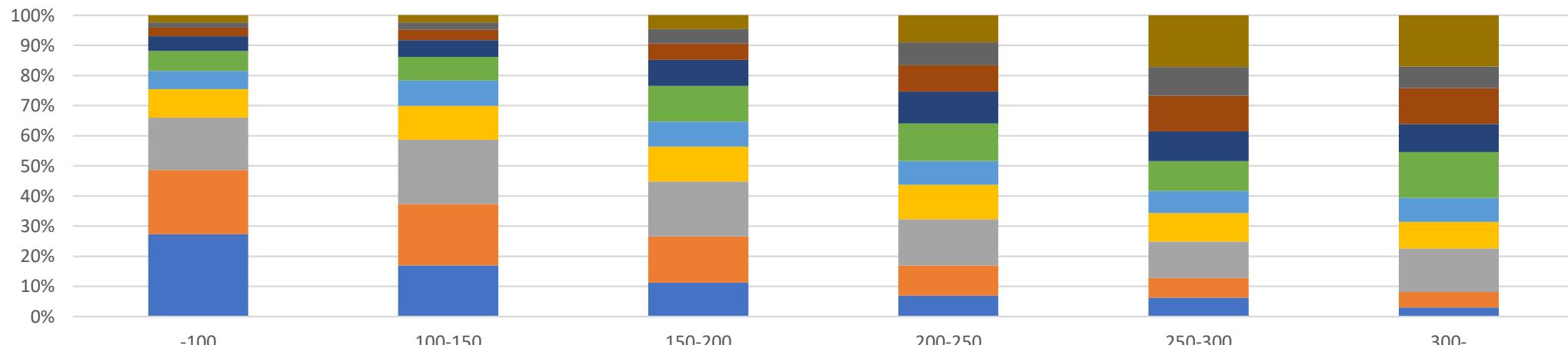
# 年金受給者の公的年金額と貯蓄額

- 公的年金の年額と貯蓄額をみると、概ね年金額が大きいほど貯蓄額も大きい傾向にある。

【本人及び配偶者の公的年金年金額階級別・本人及び配偶者の貯蓄額】



【公的年金年金額階級別の貯蓄額（配偶者のいない世帯）】

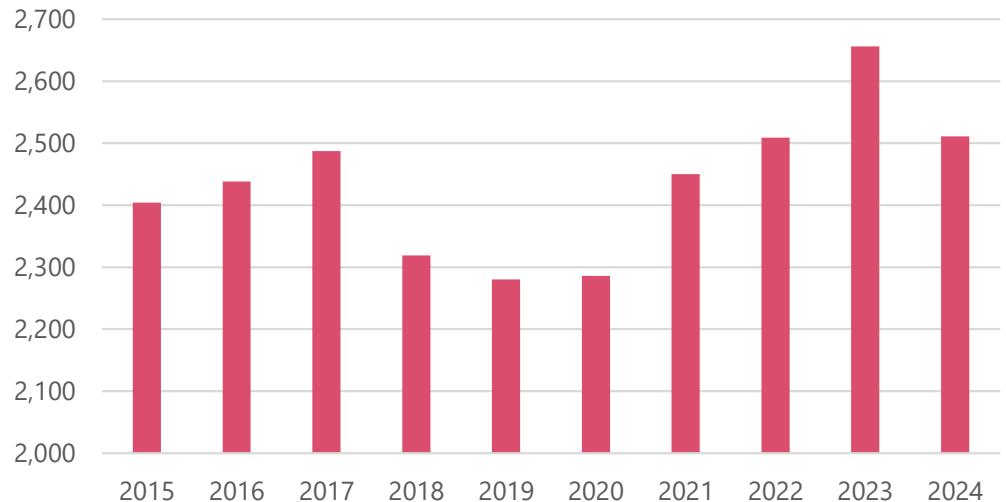


# 高齢者の貯蓄の状況

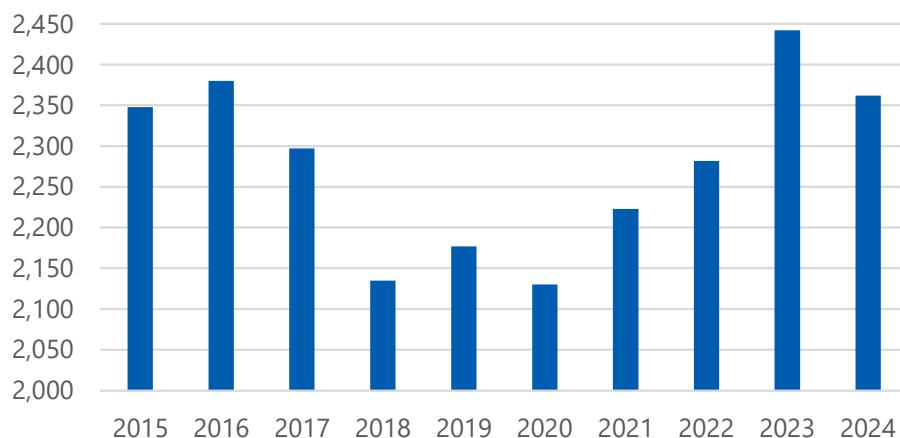
- 高齢者世帯の平均貯蓄額は2024年には減少したが、それ以前は増加傾向。2024年の水準は2022年以前と比較して低いものではない。

資料出所：各年の家計調査年報を基に作成

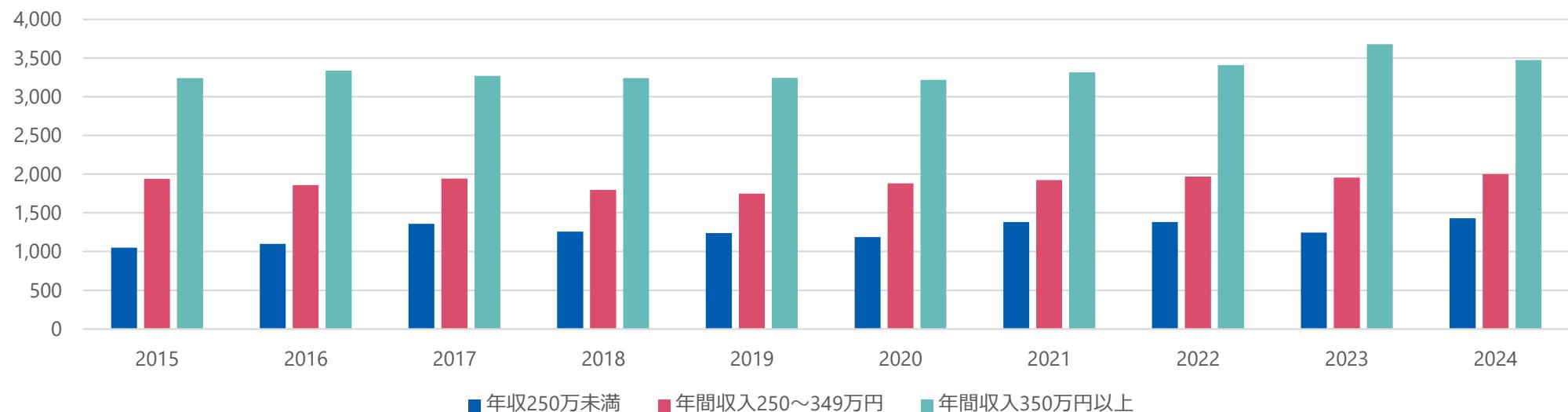
## ○世帯主が75歳以上の無職世帯の平均貯蓄額



## ○65歳以上の夫婦一組の世帯(無職世帯)の平均貯蓄額



## ○高齢者世帯(男65歳以上,女60歳以上の者のみから成る世帯で少なくとも一人は65歳以上)の無職世帯の平均貯蓄額（収入階級別）



# 生涯平均年収と公的年金額（機械的試算）※単身世帯

- 公的年金額（厚生年金+基礎年金）について、以下の前提を置いて、生涯平均年収に応じた年金額の機械的試算を行った。（※単身世帯を想定）

## ＜試算の前提＞

- ・ 40年間会社員として働き、厚生年金（報酬比例部分）+基礎年金を受給すると仮定。生涯の平均年収を仮定した上で、平均標準報酬額を算出。
- ・ この平均標準報酬額と、令和7年度の昭和21年4月2日以降生まれの者に係る乗率（5.481/1000）と再評価率（0.922）を用いて報酬比例部分を機械的に計算。（平均標準報酬額×0.922×5.481/1000×480月）
- ・ 基礎年金額は69,308円（月額、令和7年度）と仮定し、報酬比例部分と合算。

| 年金額（万円） | 平均標準報酬額（万円） | 平均生涯年収（万円） |
|---------|-------------|------------|
| 200     | 48          | 577        |
| 210     | 52          | 627        |
| 220     | 56          | 676        |
| 230     | 60          | 726        |
| 240     | 65          | 775        |
| 250     | 69          | 825        |
| 260     | 73          | 874        |
| 270     | 77          | 924        |
| 280     | 81          | 973        |

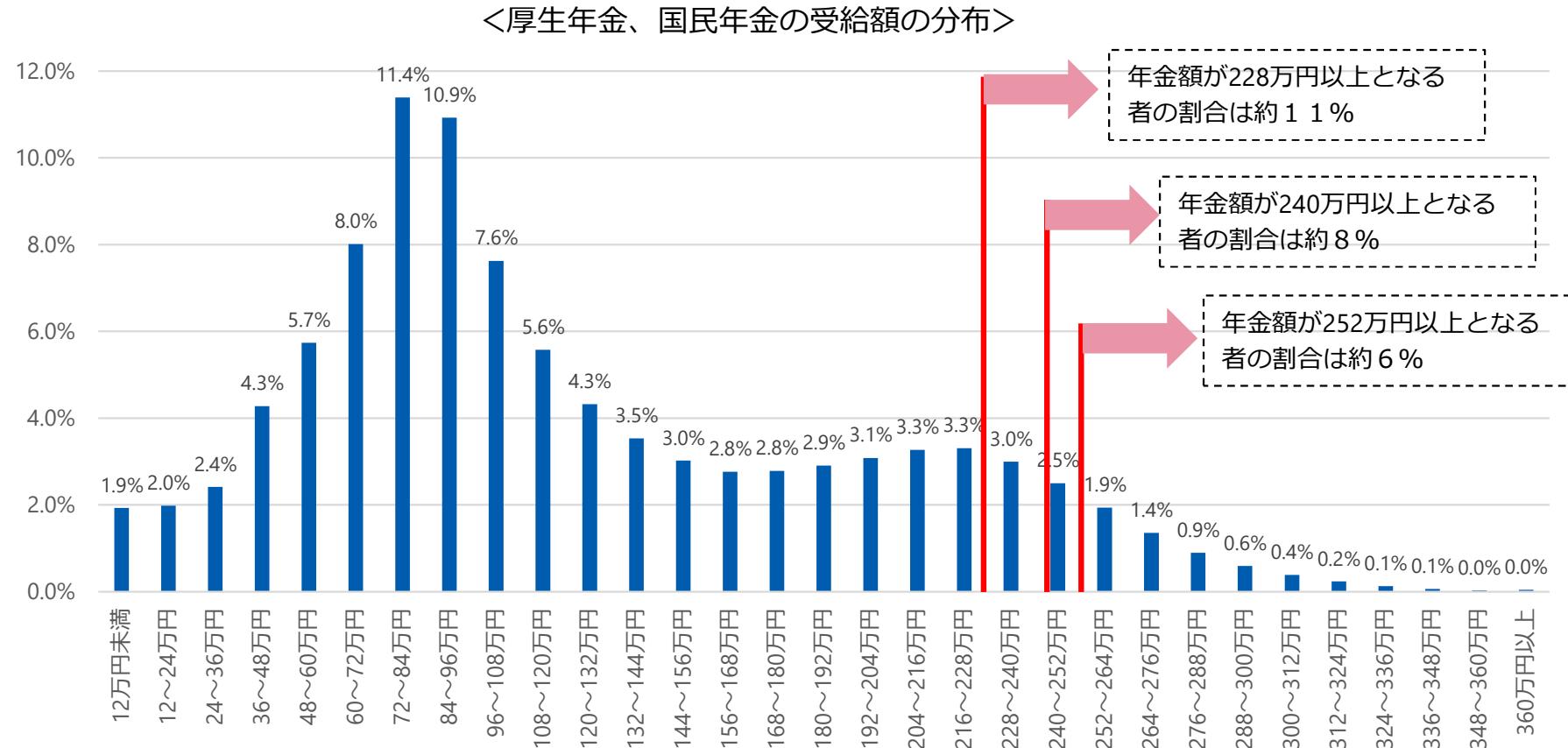
今回の検討の対象となっている所得層について、収入がすべて公的年金と仮定した場合、この機械的な試算では、生涯平均年収は約730万円～約870万円の範囲となる。

## 【参考】

- ・ 企業規模1000人以上の①初任給は297万円、②部長級の年収は約1317万円（令和6年賃金構造基本統計調査）。20歳時点の年収を①、55歳時点の年収を②として、20～55歳までは賃金は線形で増加し、55歳以降は一定で推移する賃金カーブを仮定すると生涯平均年収は約870万円であり、本試算による公的年金額は約259万円。
- ・ 企業規模1000人以上の①初任給は297万円、②課長級の年収は約1026万円（令和6年賃金構造基本統計調査）。20歳時点の年収を①、55歳時点の年収を②として、20～55歳までは賃金は線形で増加し、55歳以降は一定で推移する賃金カーブを仮定すると生涯平均年収は約706万円であり、本試算による公的年金額は約226万円。

# 厚生年金、国民年金の受給額の分布

- 厚生年金、国民年金を受給している者で、年金額が228万円以上となる者は全体の約11%。
- 厚生年金、国民年金を受給している者で、年金額が240万円以上となる者は全体の約8%。
- 厚生年金、国民年金を受給している者で、年金額が252万円以上となる者は全体の約6%。

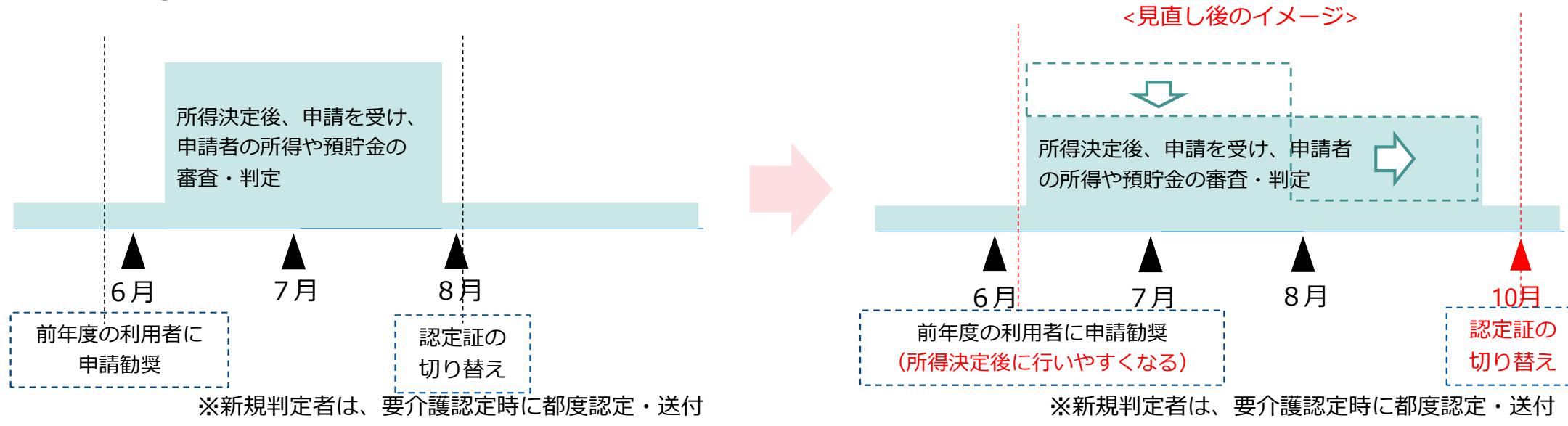


※ 厚生年金（老齢年金・通算老齢年金）の年金額階級別受給権者数と国民年金（基礎のみ共済なし・旧国年、老齢年金・通算老齢年金）の年金額階級別受給権者数から分布を作成。

# 補足給付における保険者事務の負担の軽減について

## 1. 負担限度額認定証の切り替え時期の後ろ倒しによる事務負担の平準化

- 補足給付の事務では、毎年、前年度の利用者に申請勧奨を行い、前年度の所得が判明する6月から負担限度額認定証が切り替わる8月までの間に、申請を受け付け、所得や預貯金額等の審査・判定を行っており事務が集中。
- このため、例えば、負担限度額認定証の切り替え時期を10月とし、所得や預貯金額等の審査・判定事務の負担を平準化することが考えられるのではないか。



## 2. 預貯金等の確認事務の効率化

- 令和3年の地方分権提案にて、預貯金等の変動により対象外となる件数が少ない一方、毎年の確認が申請者及び保険者の大きな負担になっていることから、負担限度額認定証の有効期間を2年とする提案がなされている。
- これを受け、令和3年度に、地域の実情に応じて市区町村の判断により有効期限の設定が可能であること等を明確化したが、こうした経緯を踏まえ、例えば、預貯金等の確認を2年に1度とすることや、新規判定と定期判定とで確認事務の内容を変える等により、預貯金等の確認事務の効率化が考えられるのではないか。ただし、見直しによって事務が複雑化し、かえって事務負担の増加につながることがないよう留意する必要がある。

上記1及び2の内容を念頭に、市町村や関係者の意見を丁寧に聞きつつ、補足給付における保険者事務の負担軽減について、今後も検討事項とすることが必要ではないか。

## ＜補足＞社会保障制度における金融資産の勘案の状況について

- 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）においては、金融資産等の取扱いについて、以下のとおり、医療・介護保険共通の検討課題となっているが、医療保険では特に事務負担が検討の上の課題と指摘されている。

### 【改革工程】（抄）

- ・ 預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、資産運用立国に向けた取組や国民の安定的な金融資産形成の促進などにも配慮しながら、医療・介護保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う。介護保険の補足給付の仕組みがあるところ、医療保険では、保険給付と補足給付の仕組みの差異や、加入者数が多く保険者等の事務負担をどう考えるかといった指摘があることも踏まえ、検討を行う。
- 加入者がフリーアクセスでサービスを利用し、地域保険と被用者保険に制度が分かれ、保険者が異なる医療保険と異なり、介護保険は、市町村（広域連合含む）が保険者となり、被保険者が要介護認定を経てからサービスを利用する制度であり、加入者の中において利用者の範囲がより特定・限定されている仕組みである。
- その中でも低所得対策としての性格がある補足給付において、現在、所得要件に加えて、預貯金等の資産を勘案し、利用者負担段階を設定している。
- 今回の一定以上所得者の範囲の検討においては、上記の医療保険と介護保険の違いや、介護保険では補足給付で預貯金等の勘案をしているという状況を踏まえ、
  - ・ 利用者負担は原則として所得で判定しつつ、
  - ・ 医療保険と比べて利用が長期に渡る介護保険における見直しの配慮措置の選択肢の一つとして、よりきめ細かに負担能力を反映するため、限定的な範囲において預貯金等の勘案をすることが検討できるパターンの一つと考えられたもの。

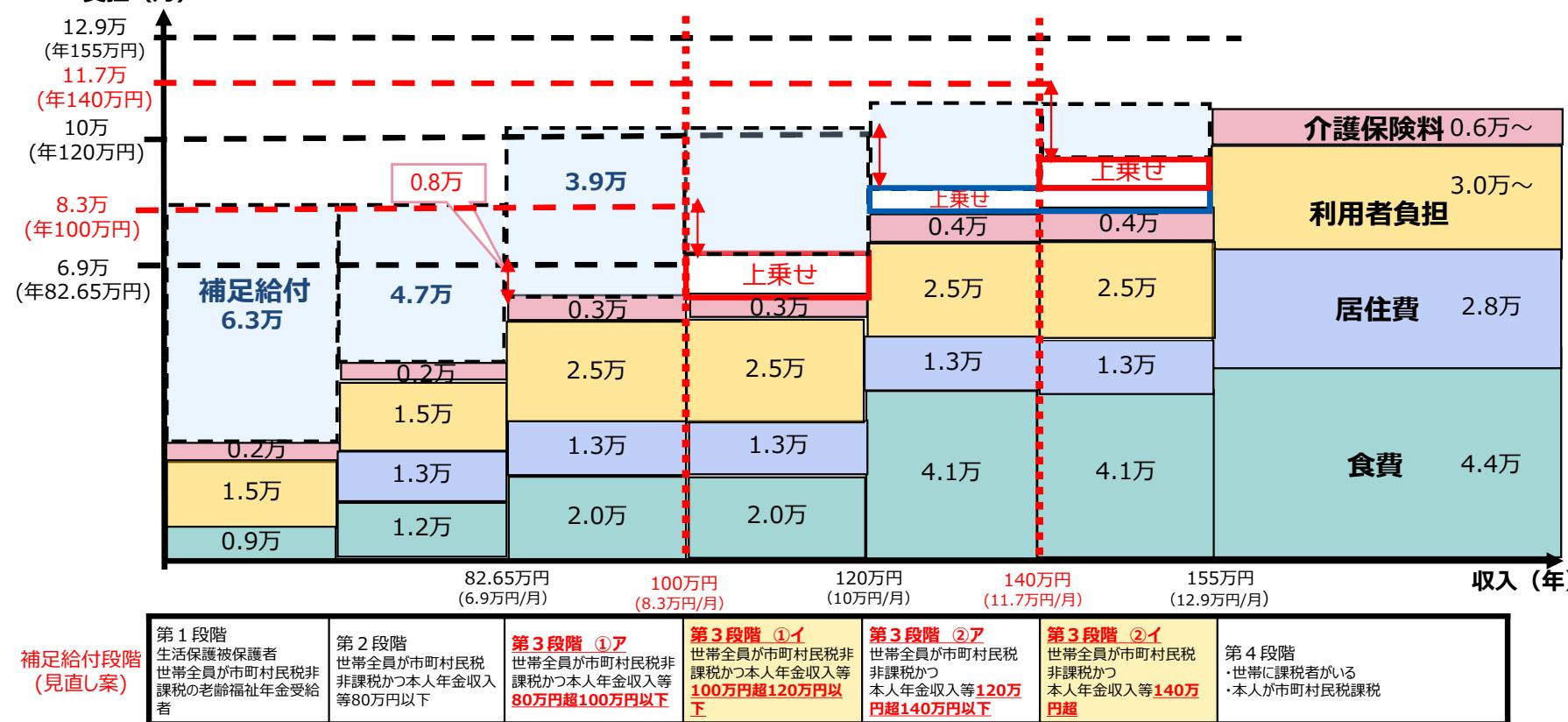
# 補足給付に関する給付の在り方

## 論点に対する考え方（検討の方向性）

- 能力に応じた負担とする観点から精緻化し、所得段階間の均衡を図る観点から、第3段階①及び第3段階②を更に2つに分けた上で、「第3段階①イ」、「第3段階②ア」「第3段階②イ」の本人負担を上乗せし、各段階の負担の公平化を図ることとする。
- 見直しに当たっては、第3段階①アから第3段階②イまでの間で想定される収入と支出の差を踏まえ、負担感が一番大きい区分の差（第3段階①アで年金収入等が82.65万円）を下回らない範囲で見直しを行うこととしてはどうか。
- なお、施行日については、第10期（令和9年度～）からの実施を基本とした上で、区分の細分化を伴わない見直しについては、令和8年度から実施することとしてはどうか。

## 【食費・居住費等と年金収入等との関係性】 負担（月）

（特別養護老人ホーム・多居室の場合）

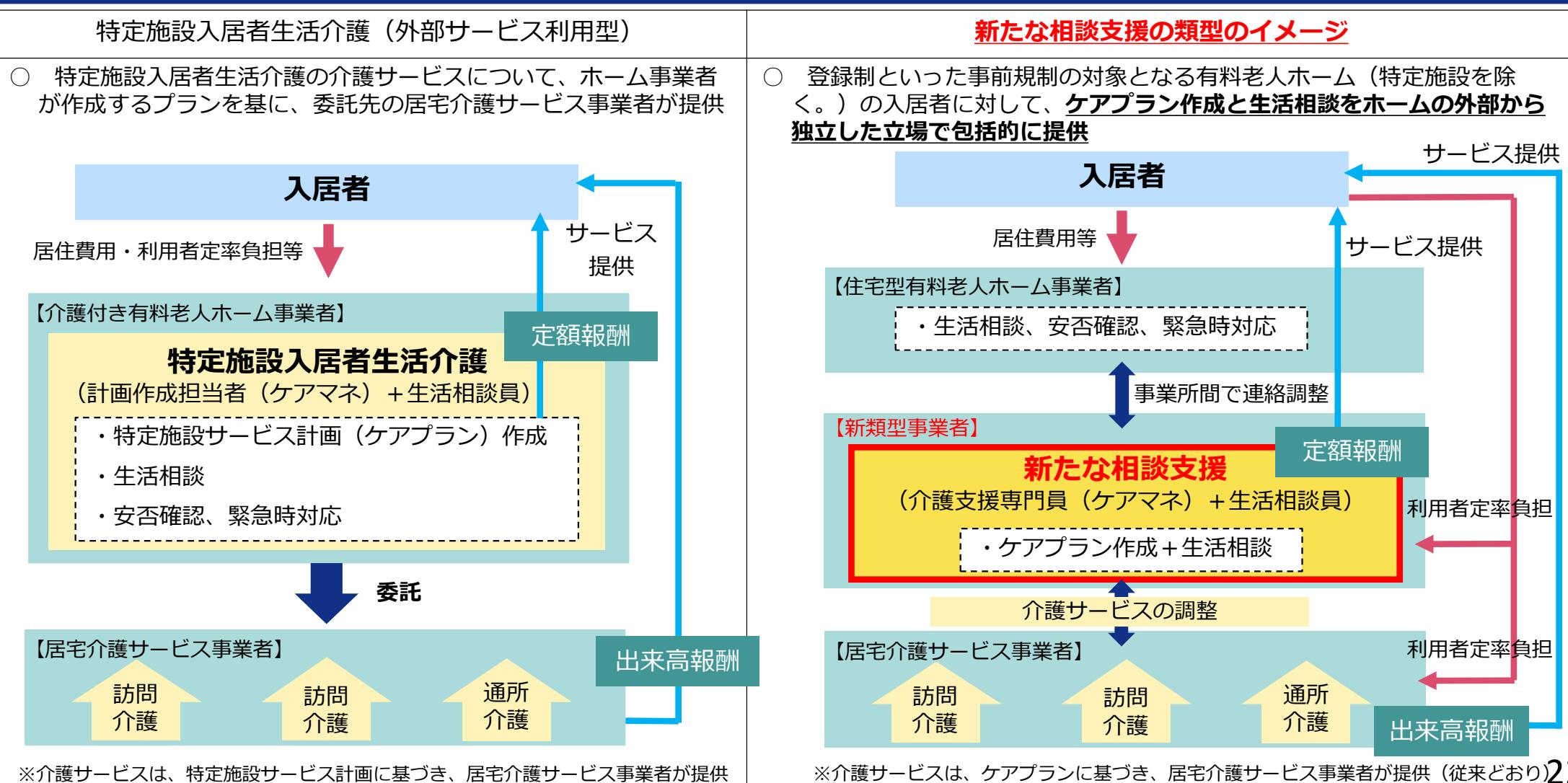


（参考）

- 医療保険料：R6・7全国平均の被保険者均等割額50,389円/年に、低所得者の均等割7割軽減を乗じ、1,260円/月。153万円以上からは更に所得割が加算される（153万円を超えた額の10.21%）
- 外来医療費：住民税非課税の場合、高額療養費の外来上限8,000円/月が最大。高額医療介護合算制度（※）により、上乗せされる自己負担額は年間1万円（10年で10万円程度）
- ※第2段階の合算上限額は19万円/年、介護保険の利用者負担額は18万円/年のため、差し引き1万円/年の負担（第3段階の合算上限額31万円/年、介護保険30万円/年のため同額）
- 生活費：令和4年介護サービス施設・事業所調査における理美容費、教養娯楽費、洗濯費、預かり金の管理費等の合計20,181円/月

# 新たな相談支援の類型のイメージ

- 有料老人ホームについては、今後、登録制といった事前規制の導入を検討している。こうしたホームにおける介護サービスの提供の場としての体制確保と併せて、要介護者が集住しているという特性に鑑み、それと密接に関わるケアマネジメント側の体制確保も必要。
- このため、入居者へのケアマネジメントの独立制の担保や相談支援の機能強化の観点から、居宅のケアマネジメントとは別に、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホーム（特定施設を除く。）の入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する。
- この場合において、新たな相談支援を担う事業者の報酬については、現行の特定施設入居者生活介護と同様、定額報酬（ケアプラン作成と生活相談を評価）とするとともに（今後、介護給付費分科会で議論）、利用者への給付についても、ケアプラン作成を含めて定率負担の対象としている特定施設入居者生活介護との均衡の観点から、定率（原則1割）の利用者負担を求めることが考えられるのではないか。



※介護サービスは、特定施設サービス計画に基づき、居宅介護サービス事業者が提供（従来どおり）

※介護サービスは、ケアプランに基づき、居宅介護サービス事業者が提供（従来どおり）